

今月の税務トピックス

(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

平成30年度税制改正では、サラリーマン、年金受給者及びフリーランス等の様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる見直しが行われ、令和2年分以後の所得税から適用されています。

そこで、本稿では、これら見直しの概要とその実務上の留意点について解説します。

I 給与所得控除 (所法28③)

給与所得控除については、①控除額を一律10万円引き下げ、②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円(改正前:1,000万円)、その上限額を195万円(改正前:220万円)に引き下げられます。

ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないように「所得金額調整控除」が創設されています。

II 給与所得の金額の所得金額調整控除 (措法41の3の3①、同法41の3の4⑧)

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、①特別障害者に該当するもの、②年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、次の〔算式〕で算出された金額を「所得金額調整控除」としてその年分の給与所得の金額から控除します。

なお、所得金額調整控除は、年末調整において、適用できます。

〔算式〕

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※ その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円

III 公的年金等控除 (所法35④、措法41の15の3①③)

公的年金等控除について、①控除額を一律10万円引き下げ、②公的年金等収入が1,000万円を超える場合には、控除額195.5万円を上限とされ、③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額が上記①及び②の見直し後の控除額から一律10万円、

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額が上記①及び②の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げられます。

IV 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の所得金額調整控除 (措法41の3の3⑦)

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から「所得金額調整控除」として控除することとされます。なお、公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、所得金額調整控除は給与所得の金額から控除されます。

〔算式〕

$$\begin{aligned} & \text{給与所得の金額} = \text{給与等の収入金額} - \\ & \text{給与所得控除額} - \text{所得金額調整控除} \\ \text{⑦ 所得金額調整控除} & = (\text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ & \quad + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} - 10\text{万円}) \\ & \quad \times \text{その金額が10万円を超える場合には、10万円} \end{aligned}$$

V 基礎控除 (所法86①)

基礎控除については、①控除額を一律10万円引き上げ、②合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減され、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされます。

VI 適用関係 (平成30年度改正法附則2他)

上記IからVまでの改正は、令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

おわりに

共働き世帯で1人の扶養親族(16歳以上23歳未満)に係る「扶養控除」は、夫婦のいずれか一方での選択適用とされています(所法2①三十四~三十四の三、84)。

しかし、前述したIIにおける「給与所得の金額の所得金額調整控除」では、夫婦の双方での扶養親族(23歳未満)として計算できません。そこで、夫婦それぞれの給与等の収入金額が850万円を超える世帯での「所得金額調整控除」の適用には留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。